

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月18日
【報告者の名称】	株式会社エム・エイチ・グループ
【報告者の所在地】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号
【電話番号】	03(5411)7222
【事務連絡者氏名】	取締役 小林 繁之
【縦覧に供する場所】	株式会社エム・エイチ・グループ (東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目11番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社エム・エイチ・グループをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは剣豪1号投資事業有限責任組合をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和とは必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 剣豪1号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 剣豪集団株式会社
代表取締役社長 徐 芳萍
所在地 兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目2番17号

2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、剣豪1号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同し、かつ、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、投資先企業の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを目的として、無限責任組合員である剣豪集団株式会社（以下「剣豪集団」といいます。）及び有限責任組合員である潤首有限公司（以下「潤首有限公司」といいます。）が平成27年4月7日に設立した投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合であるとのことです。

公開買付者の無限責任組合員である剣豪集団は、創業者かつ取締役会長である鄭剣豪氏が平成13年兵庫県神戸市に設立した中国貿易を主な事業とする機械部品商社で、最近は不動産事業にも力を入れているとのことです。鄭剣豪氏は、中国浙江省寧波出身で、昭和62年に神戸大学に留学して以降日本と中国の間を頻繁に往復し、日中ビジネスの基盤を確立しているとのことです。現在は日本に拠点を置き、剣豪集団の取締役会長として、日本と中国のビジネスの架け橋となるべく、日中間の部品・資材調達、日本企業の中国進出拠点となる工業団地の開発、M&Aコンサルティング等幅広い業務を展開しているとのことです。中でも特に製造業を中心とした日本企業の中国進出や当地における販売促進の支援に注力し、平成16年に上海近郊に約22千㎡の剣豪日本工業団地を設け、平成17年に株式会社カワノプラスチックを誘致し、同社の現地法人「常熟河豪塑料制品有限公司」の設立、工場の建設、調達先と人材の確保、地方政府との折衝、財務管理、販路開拓の支援を行い、平成18年には同現地法人の工場での生産体制を軌道に乗せたとのことです。平成25年には神戸市東灘区にあるP&G（プロクター・アンド・ギャンブル）ジャパン本社ビルを買収し、現在、中国企業の誘致や日中双方向の貿易、日中企業間のビジネス拠点として準備を進めているとのことです。

公開買付者の有限責任組合員である潤首有限公司は、大連幸福家居世界有限公司（所在：中国料遼寧省大連市沙河口区51路105号）（以下「大連幸福家居世界有限公司」といいます。）が海外での不動産開発や有価証券投資を主たる目的として平成24年6月に香港で設立した100%出資の投資子会社とのことです。大連幸福家居世界有限公司は、大連市内に、住居関係の大型ショッピングモール3カ所（総床面積約23万㎡）を保有しており、それぞれホーム用品、家具、内装建材を専門に取り扱っているとのことです。大連幸福家居世界有限公司董事長の王政国氏と剣豪集団取締役会長の鄭剣豪氏は、中国各地で年数回開催される北京大学OBを中心とする数十名の経営者が集う投資勉強会にて投資を学び情報交換を行う会員同士として交流があったとのことです。

本書提出日現在、公開買付者は当社の株式を保有していないとのことです。

公開買付者は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の開設する市場であるJASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ」といいます。）に普通株式を上場している当社の企業成長を支援し、投資成果を享受することを目的として、当社普通株式の本公開買付けを実施するとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限及び下限を5,757,500株（所有割合（注）50.81%）としたとのことです。

（注）本書において「所有割合」とは、当社が平成27年5月12日に提出した第26期第3四半期報告書に記載された平成27年3月31日現在の発行済株式総数（11,332,100株）から、当社が平成27年5月12日に公表した平成27年6月期第3四半期決算短信に記載された平成27年3月31日現在の当社が保有する自己株式数（186,148株）を控除した株式数11,145,952株に、平成27年4月16日付で第三者割当により処分した自己株式186,100株を加算した株式数11,332,052株に対する保有株式の割合（なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。）をいい、以下同じとします。

買付予定数の上限を5,757,500株としたのは、当社の上場を維持する方針を採っていること（後記「(5) 当社株式が上場廃止となる見込みの有無」をご参照ください。）及び予算面を考慮して公開買付者及び当社の協議の結果によるものであり、下限を5,757,500株としたのは、公開買付者が当社の議決権の過半数を超える株式を取得することが当社の成長と企業価値の向上のため必要であると考えたためであるとのことです。

本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（5,757,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募株券等の総数が買付予定数の上限（5,757,500株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

公開買付者は、本公開買付けの実施に当たり、当社の取締役会長かつ筆頭株主である青山洋一氏（以下「青山氏」といいます。）との間で、平成27年5月15日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、青山氏が保有する当社株式6,098,600株（所有割合53.82%）のうち、5,757,500株（所有割合50.81%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。青山氏は本公開買付け応募後も341,100株（所有割合3.01%）の株式を保有し、なおかつ応募株券等の総数が買付予定数の上限を上回り、公開買付者があん分比例の方式により買付けを行う場合、青山氏は本公開買付けによって応募した対象者株式の全てを売却することができず残存株式が生じることになりますが、青山氏からは、これらの株式について当面継続保有するとの意向が表明されております。

なお、後記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社リライズ・インベストメント（以下「リライズ・インベストメント」といいます。）から取得した株式価値算定書の内容及び公開買付者から独立した当社顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）であるシティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成27年5月15日に取締役会（取締役5名中、青山氏を除く取締役4名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討しました。その結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、出席取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しました。また、当社取締役会は、本公開買付価格が近時のJASDAQにおける当社の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格がリライズ・インベストメントから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと判断するものの、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様にご判断を委ねることと致しました。

さらに、上記取締役会には社外監査役2名を含む3名の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役2名（吉田修平氏及び生田目崇氏）を除き、当社常勤監査役である家島広行氏が出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べております。なお、取締役会に欠席した吉田監査役及び生田目監査役からも、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨を別途確認しております。

なお、当社取締役のうち、取締役会長である青山氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、当社の立場において本公開買付けに至る協議・交渉に参加しておらず、また、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議にも参加しておりません。

公開買付者における意思決定に至る過程

当社は、公開買付者より、公開買付者における意思決定の過程について以下の説明を受けております。

(a) 本公開買付けの背景

中国における工業化社会からサービス化社会への転換を見据え、中国大陸で美容サービス産業に参入又は拡大したいと考えていた劍豪集団は、美容分野進出について平成26年10月上旬より研究を行ってきたとのことです。そのように研究を行ってきたところによれば、中国美容市場はここ数年、購買力の増加や消費の多様化により中国GDPの3倍以上のスピードで発展しており、2012年の中国商務部商業改革発展社と中華全国工商業連合会美容化粧品商会の調査によると、全国に約230万の美容美髪企業と800社の美容美髪学校があり、その市場規模は約2,700億元（日本円にして約5兆1,300億円）あると推測されているとのことです。しかし、劍豪集団は、中国の美容美髪業界は近年になって急速に発展しているため、法律の整備が十分でなく、またサービスの概念が定まっておらず、教育システムが未発達で従業員の定着率も低いことから、サービスの質の低さ・ばらつきなどの問題があり、消費者の期待に応えているとは言い難い状況にあると考えているとのことです。また、劍豪集団は、中国の美容美髪市場をリードするブランドも存在していないと考えているとのことです。

その上で、劍豪集団は、中国の消費者が美容サロンに求めているものは、消費者ニーズに合致する美容技術とサービス、衛生管理、高い専門性が安心して受けられることであり、それを実現するためには日本の美容技術やサービス、プロを養成する教育システムやフランチャイズ（FC）運営システムを取り入れる必要があるとの結論に達したとのことです。

また、予てより劍豪集団は、これまでの日中ビジネスマッチングを通じた経験、日中で構築した人脈・情報ネットワークを活かす為、中国でのビジネス展開により業容拡大が可能な日本の上場会社に対する友好的なM&Aを実施し、中国でのビジネス展開を共同で行うことにより企業価値を高めていく投資事業を企図しており、複数ある候補先をあらゆる角度から検討した結果、当社を投資先かつ中国美容事業のビジネスパートナーの最有力先として平成26年11月中旬に選定したとのことです。本公開買付けは、劍豪集団において、日本国内の企業に対する初めての投資案件となるとのことです。

(b) 公開買付者における意思決定に至る過程

前記「(a) 本公開買付けの背景」の状況の下、当社に投資を含めた協業の申し入れを行うべく、劍豪集団は、平成26年11月中旬より青山氏へのコンタクトを試みたとのことです。しかしながら、劍豪集団には青山氏への有力な接点が見つからなかったため、平成26年12月上旬に、アセットマネジメント及び経営コンサルタントを手掛けるKICアセット・マネジメント株式会社（以下「KIC」といいます。）の親会社であるKICグループ株式会社の社外取締役に劍豪集団取締役会長の鄭劍豪氏が就任している関係から、KICをファイナンシャル・アドバイザーに選任し、青山氏へのコンタクト及び交渉を依頼したとのことです。KICも青山氏との直接のルートがなかったことから、取引先数社にヒアリングする過程で、KICと交流のある、M&Aアドバイザー業務を手掛ける株式会社アドバイザー&インベストメント（以下「A&I」といいます。）が、当社と親密であるとの情報を入手し、A&Iに対し、劍豪集団の概要を伝え、青山氏との面談を依頼したとのことです。

その結果、平成26年12月中旬、青山氏と劍豪集団取締役会長の鄭劍豪氏が面談を行い、鄭劍豪氏より、劍豪集団の中国美髪事業に対する取組状況及び当社をビジネスパートナーとして有力候補として考えていることを青山氏に伝え、青山氏を通じて当社に対し投資を検討したい旨の申し入れがあったとのことです。これを受けて、平成27年1月上旬より、当社と劍豪集団は中国における美容事業の協業について本格的な検討を開始しました。その結果、中国において当社が持つ教育システム、衛生管理能力、FC管理システム等を活用し、劍豪集団が持つ中国における人的ネットワーク・情報ネットワークを提供することで、中国の美容業界において有力ブランドに育つ可能性が高いと判断したとのことです。

これを受け、劍豪集団は、中国各地で年数回開催される北京大学08を中心とする数十名の経営者が集う投資勉強会にて投資を学び情報交換を行う会員同士としてかねてより交流のあった、潤首有限公司を100%出資の投資子会社とする大連幸福家居世界有限公司の董事長である王政国氏に、当社の中国における事業の将来性に意見を求めるとともに、中国における地域的なネットワークの補完、美容院の店舗開発に係るノウハウの提供について相談したとのことです。王氏と協議を重ねる中で、王氏は、当社が保有するハイクオリティな美容技術、上質なサービス、「モッズ・ヘア」の高いブランド力と独創的なファッション性及び多店舗展開に必要なノウハウが中国マーケットに不足している旨、そのため、中国における美容事業には将来性があると考えられる旨を述べ、もし当社と協業することができるのであれば、店舗開発や顧客獲得について協力したいと鄭劍豪氏に伝えたとのことです。このことから、鄭劍豪氏は、当社と協業することができれば、中国展開のスピード・確実性・シナジー効果が高くなることを見込まれ、潤首有限公司、大連幸福家居世界有限公司及び劍豪集団3社の企業価値向上が果たせるとの結論に達したとのことです。これを受けて、平成27年3月中旬に、劍豪集団から当社に対し、劍豪集団又は同社を組合員とする投資事業有限責任組合を通じた公開買付けの提案がありました。また、鄭劍豪氏から青山氏に対して当社株式の売却可能性について意向を確認したところ、青山氏からも売却を検討できる旨の回答を得たとのことです。それ以後、青山氏と劍豪集団との間で具体的な協議がなされたとのことです。その後、平成27年3月下旬に、劍豪集団は、青山氏に対して本公開買付けに係る意向を表明し、当社の了解を得て、当社に対するデュー・ディリジェンスを開始しました。

その過程で、平成27年4月7日には、劍豪集団と、上記大連幸福家居世界有限公司の100%出資の投資子会社である潤首有限公司を組合員とする、公開買付者（劍豪1号投資事業有限責任組合）が組成されたとのことです。劍豪集団と潤首有限公司のそれぞれによる直接投資でなく投資事業有限責任組合を通じた投資を選択したのは、中国企業と日本企業の共同事業を支援した経験を通じて支援先企業の経営陣との意思疎通と相互理解の重要性や日中の顧客ニーズや商慣習の相違を認識する劍豪集団と、中国での店舗展開や運営ノウハウに加えて経済界に広いネットワークを持つ大連幸福家居世界有限公司が、中国事業を推進できる企業に投資を行い、その上でそれぞれの特徴を投資先企業による中国事業に生かす上で、劍豪集団と潤首有限公司が組合員となって有価証券に投資することができる投資事業有限責任組合が適切と考えられたことによるとのことです。潤首有限公司は、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合契約を締結することにより、株式会社の株式等の取得及び保有、投資事業有限責任組合契約に従った組合財産の運用、その他同法に掲げる一定の事業のみを行うことが明確化されることから、公開買付者を通じて投資を行うことに賛同しているとのことです。また、投資事業有限責任組合組成に当たり、日本企業との連携経験が豊富な劍豪集団を無限責任組合員とし、潤首有限公司を有限責任組合員とすることを、劍豪集団及び潤首有限公司の間で合意しているとのことです。

それ以降、公開買付者は、デュー・ディリジェンスの結果を受けて、青山氏と協議・交渉を続けるとともに、当社との間でも、本公開買付けの目的や背景、公開買付者と協業することのメリット、本公開買付けにかかる買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の算定の基礎及び経緯について説明を実施するなどして協議・交渉を続けました。そして、平成27年5月15日、劍豪集団の取締役会において、本公開買付けを行うことを決議し、これを受けて同日、公開買付者の無限責任組合員としての劍豪集団が、本公開買付けを行うことを決定し、公開買付者と青山氏との間で本応募契約が締結されたとのことです。

なお、公開買付者は、本公開買付価格決定にあたり、当社が公表している財務諸表やJASDAQにおける当社株式の動向等、一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、当社の株式価値に関するその他の諸要素（公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果等）を総合的に考慮した上で、青山氏及び当社との協議及び交渉の結果を踏まえて本公開買付価格を決定したとのことです。

公開買付者による提案を受けての、当社における意思決定に至る過程

当社は、お客様・社員・取引先・株主と共に喜びを享受し、将来にわたり大きく成長できることを定義とする「物心ともに皆ビッグに、皆ハッピーに」という経営理念を掲げ「株式会社ビーアイジーグループ」という社名で平成2年4月に第二電電（現在のKDDI株式会社）の長距離通信サービス取次代理店事業を営む会社として設立しました。携帯電話の普及に伴い業容を拡大し、平成11年12月に、現在のJASDAQに相当する日本証券業協会の店頭市場に株式を公開しました。株式公開後は積極的な投資やM&Aを通じて事業の多角化を進め、平成17年8月に「モッズ・ヘアジャパン」（現在の株式会社アトリエ・エム・エイチ）の株式を取得し美容事業に本格参入しました。その後経営の刷新を図り美容事業に軸足を移し、主力事業を美容事業にシフトしたことを明確にするために、平成21年に社名を現在の「株式会社エム・エイチ・グループ」に変更しました。現在の当社の中核である「モッズ・ヘア」は、フランス・パリでファッション誌の為のヘアメイクエージェンシーとして昭和43年に誕生しました。昭和49年にパリのサンジェルマン・デ・プレにて1号店となるサロンをオープンしたのを皮切りに、ファッション性と「ヘアスタイルのプレタポルテ」という独自性を武器に世界中で広がり、現在では世界15か国、約300店舗を展開するグローバルブランドです。当社はアジア地区における店舗展開を担っており、国内83店舗、韓国20店舗、台湾5店舗を展開しております（平成26年12月31日現在。）。美容室運営においては、本部である当社が主に教育・マーケティング・店舗開発といった活動を通じて店舗に技術や環境を提供し、フラッグシップの役割を担う直営店と全国各地で展開しているBSサロン（注）においてお客様にファッション性の高いヘアスタイルと質の高いサービスを提供しております。この美容室運営事業を中核として、ヘアメイクアーティストのブッキングやブライダルヘアメイクを手掛けるヘアメイク事業、「モッズ・ヘア」で生まれたノウハウやスケールメリットを美容院に提供する美容院支援事業といったヘア・ファッションに関連するB2B型とB2C型のビジネスを展開しております。

（注）当社では、本部、加盟店という従来のフランチャイズ関係ではなく、共に一つのブランドをシェアするという意味でブランドシェアサロン、BSサロンと呼んでおります。

当社の平成26年6月期の連結売上高は1,793百万円であり、その主な内訳は直営サロン運営事業1,039百万円、BSサロン運営事業491百万円、ヘアメイク事業203百万円となっております。平成27年6月期の当社が公表した予想売上高は、1,700百万円となっております。

当社の主力事業である美容室運営事業が属する理美容市場は、長引く個人消費低迷に出生率低下による少子高齢化の進展といった構造的な要因が加わり、毎年縮小を続けております。総務省統計局発表の平成24年サービス産業動向調査年報によれば、毎年5～7%程度の縮小傾向が続いており、現在は2兆3千億円程度の市場規模と推定されます（このうち理容業が7千億円、美容業が1兆6千億円程度です。）。他方、施設数については、同じく平成24年サービス産業動向調査年報によれば、理容業はここ数年減少傾向にあるものの、美容業については、毎年2,000～3,000か所のペースで増加しており、全国で約24万か所の美容室が乱立している状況にあります。年間約9,000か所の廃業が続いているにもかかわらず、それを上回るペースでの新規出店があるためです。これだけのペースで新規出店が続いている要因としては、新規出店費用が他サービス産業に比べ廉価であることと、理容業と異なり、顧客が美容師を指名してサービスの提供を受けるケースが圧倒的に多く、結果美容師が起業独立に向かいやすいことが挙げられます。いずれにせよ、これらのことから我が国の美容市場は、成長期、安定期を過ぎ淘汰期へ移行しつつあるものと判断しております。

こうした中、当社はパリ発祥の高級ブランドのイメージを堅持するため、安易な低価格競争に巻き込まれることなく、競争力のある人材の育成によるサービスの向上、店舗の新規出店・移転・統廃合などを進めてまいりました。また、新しい試みとして、平成26年6月に東京の虎ノ門ヒルズにブライダルヘアメイク専門の「モッズ・ヘア オン アンダーズ東京」をオープンし、ヘアメイク事業における新たな収益機会の拡大を図っております。しかしながら全体の売上を底上げするには至らず、平成26年6月期決算においては約12%の減収を余儀なくされ、平成27年6月期第2四半期決算においても、売上高で約12%、経常利益で約43%の減収減益となり引き続き厳しい状況が続いております。

日本の理美容市場の状況に鑑み、あるいは「モッズ・ヘア」が世界15か国で展開するグローバルブランドであることを考えれば、当社が今後業容を拡大発展させていくためには中国をはじめとするアジアの未出店地域で新たに店舗展開していくことが不可避であり、これまで当社は社内で海外進出について何度も議論を重ね、その可能性を探ってまいりました。しかしながら、既に出店済の韓国・台湾を除いて、有力な事業パートナーが見つからなかったことから、現在まで新規海外進出は実現できておりません。アジア未出店地域への店舗展開と、それを可能にする有力な現地事業パートナーの発掘は当社の喫緊の経営課題でありました。

こうした厳しい経営環境の中、平成26年12月中旬に、当社の取締役会長である青山氏が、剣豪集団取締役会長の鄭剣豪氏から中国における美容事業に関するビジネスプランの説明、及び当社に対し投資をしたい旨の意向を受け（前記「公開買付者における意思決定に至る過程」の「(b) 公開買付者における意思決定に至る過程」をご参照ください。）、平成27年1月上旬から中国における公開買付者との美容事業の協業について本格的な検討を開始しました。その結果、中国の美容市場は、個人所得の伸びとそれに伴う美容への意識の高まり、あるいは日中の人口対比における美容院の施設数の比較などから判断すると、今後ますます拡大していくことが予想され、一方でサービスの質、法律の未整備などの状況により消費者に満足のいくサービスを提供しているとは言い難く、有力な事業者、ブランドも数多く存在しないことから、当社が中国で拡大発展していく余地は十分にあると判断致しました。

中国事業において強みとなる、当社が持つ経営資源は以下のとおりです。

- ・カット技術、接客技術にかかわる教育・人材育成システム
- ・バリを発祥とするヨーロッパブランド、高いファッション性（中国では美容、ファッションの分野でヨーロッパブランドの人气が極めて高い。）
- ・日本、韓国、台湾で約40年間培ってきたFC管理能力
- ・店舗開発能力、オペレーション能力、衛生管理力
- ・ヘアメイク事業を通じたマスコミ媒体向けのファッションの発信力

また一方で、中国における出店許可・FC認可に係る行政対応、店舗出店における地元地権者との交渉、人の採用・教育及び管理、メディア戦略、地域ごとの事業パートナーの発掘など当社が中国展開に際してハードルと考えていた問題について、当社が公開買付者のグループ企業になることにより、剣豪集団が中国市場進出総合コンサルタントとして培ってきた人脈・情報ネットワークと、大連幸福家居世界有限公司がショッピングモール運営事業で構築してきた信用・知名度をより直接的に活用しこれらの問題に対応することが可能となり、中国事業のスピード・確実性・シナジー効果が高まることが考えられること、及び創業者として当社に影響力を持つ青山氏に代わり公開買付者が筆頭株主となることで、中国事業を共同で行う上で公開買付者と当社のより強固な関係が構築できるとの認識で一致しました。

当社取締役会における決議

上記協議・検討の結果、当社は、平成27年5月15日、取締役会（取締役5名中、青山氏を除いた取締役4名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件、公開買付者とのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、本公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させられると思われること、また、前記「本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針である為、当社の知名度、独立性、信用力及び従業員のモチベーション並びに取引先との関係維持など、ステークホルダーにとっても望ましいことであり、また、証券取引所において多様な資金調達を円滑に実現する機会を確保することができること、さらに、後記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるリライズ・インベストメントに対し、当社株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書を取得するとともに、後記「(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、当社のリーガル・アドバイザーとして、公開買付者から独立したシティユーワ法律事務所から法的助言を得て、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けの実施に賛同する旨を決議しました。また、当社は、本公開買付けの諸条件について検討した結果、本公開買付けにおける当社株式の買付等の価格は、近時のJASDAQにおける当社の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格がリライズ・インベストメントから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではないと判断するものの、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様へ判断を委ねることと致しました。さらに、上記取締役会には社外監査役2名を含む3名の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役2名（吉田修平氏及び生田目崇氏）を除き、当社常勤監査役である家島広行氏が出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べております。なお、取締役会に欠席した吉田監査役及び生田目監査役からも、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨を別途確認しております。

本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、当社のハイクオリティな美容技術と上質なサービス、「モッズ・ヘア」の高いブランド力と独創的なファッション性及び多店舗展開に必要なノウハウを持つ企業価値を公開買付者が本公開買付けによって取得し、また公開買付者や現地パートナーの持つ中国におけるノウハウやネットワークを用い、両者が一体となって中国美容市場に参入し、積極的な店舗展開を行って当社の直営サロン及びBSサロン事業の成長を促進することであるとのことです。意識の高い富裕者層をターゲットに、独創的でハイクオリティな「モッズ・ヘア」ブランドのサービスを提供することで競合他社との差別化を図るとのことです。多店舗展開するうえでは、当社が持つプロを養成できる教育システム、運営に必要な管理システムが重要になるとのことです。本公開買付け完了後に新たな経営体制のもと中期経営計画を策定し、実行段階に入るとのことです。なお、当社の美容室運営事業は現在、海外の提携先と契約し、提携先所有の商標を使用したブランド（ライセンスブランド）を基盤として運営しておりますが、これらの契約が本公開買付け及びそれに伴う青山氏の株式譲渡並びに青山氏の取締役退任（後記「(7) 公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）により影響を受けることはありません。

また、当社の既存事業である国内事業及び韓国・台湾事業は、当社が策定した中期経営計画を着実に実行し収益基盤を堅固にするとのことです。

本公開買付け成立後、公開買付者としては、人的側面においては、公開買付者から当社に対し、取締役及び監査役を派遣することを含む人的交流・連携を進める予定とのことです。公開買付者から当社に対する役員派遣の人数は、取締役4名、社外監査役1名を予定し、その結果当社の取締役は8名、監査役は4名（そのうち社外監査役3名）となることを予定しているとのことですが、具体的な人選については、本公開買付け成立後、当社と協議により決定する予定とのことです。青山氏を除く現在の4名の実任取締役及び監査役3名（社外監査役2名を含みます。）は、引き続き当社の役員として留任するとともに、代表取締役社長佐藤文彦氏も、引き続き代表取締役社長としてその任にあたる予定ですが、青山氏は、本応募契約の規定に基づき、本公開買付けが成立した場合、平成27年9月開催予定の当社の第26回定時株主総会終結の時に、当社取締役を退任する予定とのこと（後記「(7) 公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

なお、本書提出日現在、公開買付者は、本公開買付けの後、当社の株券等を更に取得する予定はありません。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付け価格の評価を行うにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるリライズ・インベストメントに当社普通株式の価値算定を依頼しました。リライズ・インベストメントは、当社普通株式の価値算定のため、当社の取締役会から当社の事業の内容及び現状、財務状況、将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けました。当社は、リライズ・インベストメントより平成27年5月14日付で、当社普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、リライズ・インベストメントより本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当社がリライズ・インベストメントより取得した株式価値算定書においては、複数の算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法及び当社業績の内容や予想等を勘案したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いております。類似業種比較法については、上場会社において比較対象となる類似会社が極めて少なく、合理的な指標が取れないことから、評価方法として採用しておりません。各々の手法により算定された当社株式の1株当たりの価値は、以下のとおりです。

市場株価平均法	279円～289円
DCF法	307円～384円

市場株価平均法では、平成27年5月14日を基準日として、JASDAQにおける当社普通株式の直近1か月の終値の単純平均値（289円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ））、直近3か月の終値の単純平均値（279円）及び直近6か月の終値の単純平均値（279円）をもとに、1株当たりの株式価値の範囲を279円から289円までと算定しております。

DCF法では、当社から提供を受けた事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向に基づき、当社が平成27年4月以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を307円から384円までと算定しております。

なお、DCF法による分析に用いた当社の業績見込みにおいて大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

また、リライズ・インベストメントは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、当社は公開買付者の子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けに該当しませんが、公開買付者及び当社は、当社の取締役会長かつ筆頭株主である青山氏が公開買付者との間で本応募契約を締結しており、青山氏と少数株主の利害が必ずしも一致するものではないことから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正を担保するために、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者評価機関である株式会社エイゾン・パートナーズ（以下「エイゾン・パートナーズ」といいます。）に株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、エイゾン・パートナーズは公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係は有していないとのことです。エイゾン・パートナーズは、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値算定を行い、公開買付者はエイゾン・パートナーズから平成27年5月14日付で当社株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。類似会社比較法につきましては、規模や多角化の状況、財務構成、事業の成り立ち（サブライセンスを受けて事業が成り立っていること）を考慮すると、類似上場会社を厳密かつ適切に選定することが困難であるため、採用していないとのことです。なお、公開買付者は、エイゾン・パートナーズから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記手法において算定された当社株式の1株当たり株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	279円～300円
DCF法	309円～378円

市場株価平均法では、平成27年5月14日を基準日として、JASDAQにおける当社普通株式の基準日終値300円、直近1ヶ月間の終値単純平均値289円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値279円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値279円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を279円から300円までと分析したとのことです。

DCF法では、当社の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、平成27年4月以降に当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を309円から378円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、当該株式価値算定書を参考にしつつ、当社普通株式に係る本公開買付けの買付価格を決定するために、当社より提供した事業戦略、店舗・顧客及び商品等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、当社の財務・事業を多面的・総合的に分析したとのことです。また、公開買付者は、当社普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、平成27年5月15日、剣豪グループの取締役会において本公開買付価格を330円とすることを決議し、これを受けて同日、公開買付者の無限責任組合員としての剣豪グループが本公開買付価格を330円とすることに決定したとのことです。

本公開買付価格である330円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成27年5月14日の当社普通株式のJASDAQにおける終値（300円）に対して約10.00%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去1ヵ月間（平成27年4月15日から平成27年5月14日まで）の終値単純平均（289円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約14.19%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去3ヵ月間（平成27年2月16日から平成27年5月14日まで）の終値単純平均（279円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約18.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去6ヵ月間（平成26年11月17日から平成27年5月14日まで）の終値単純平均（279円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約18.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当するとのことです。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付けの公平性を担保するための措置として前記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、本公開買付け価格の適正性を判断するにあたって、その参考資料として当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるリライズ・インベストメントから当社普通株式の価値に関する株式価値算定書を取得しております。なお、リライズ・インベストメントより、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会での検討及び意思決定に際しては、公開買付者から独立した当社顧問弁護士（リーガル・アドバイザー）であるシティユーワ法律事務所を選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、必要な法的助言を受けています。

利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、株式価値算定書の内容及びシティユーワ法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成27年5月15日に取締役会（取締役5名中、青山氏を除く取締役4名が出席）を開催し、本公開買付けの諸条件について検討しました。その結果、本公開買付けが、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、出席取締役4名全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議しました。また、当社取締役会は、本公開買付け価格が近時のJASDAQにおける当社の市場価格に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付け価格がリライズ・インベストメントから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付け価格は不合理なものではないと判断するもの、公開買付者は本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、株主の皆様判断を委ねることと致しました。

さらに、上記取締役会には社外監査役2名を含む3名の監査役のうち、一身上の都合により欠席した社外監査役2名（吉田修平氏及び生田目崇氏）を除き、当社常勤監査役である家島広行氏が出席し、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べております。なお、取締役会に欠席した吉田監査役及び生田目監査役からも、当社取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨を別途確認しております。

なお、当社取締役のうち、取締役会長である青山氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結しているため、利益相反防止の観点から、当社の立場において本公開買付けに至る協議・交渉に参加しておらず、また、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議にも参加していません。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又は子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

当社は、本公開買付けにおける意思決定の恣意性を排除し、当社意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、支配株主（注）との間に利害関係を有しない当社の社外監査役2名（吉田修平氏及び生田目崇氏）に対し、（a）本公開買付けが当社の企業価値向上に資するか、（b）本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続きの公正性は確保されているか、及び、（c）その他本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問し、これらの点について意見を求めました。

（注）当社が平成26年9月30日に公表した「支配株主等に関する事項について」に記載のとおり、青山氏は当社の支配株主に該当します。

当社の社外監査役2名（吉田修平氏及び生田目崇氏）は、上記諮問事項に関し当社から公開買付者の提案内容について説明を受け、検討いたしました。同社外監査役2名は、（a）当社の近時の売上高が総じて伸び悩んでいること、及び第26期第2四半期連結累計期間における経常利益が前年同期比42.7%の減益となった状況を考慮すると、国内の美容市場が淘汰期に入り大きな伸長が見込めない中、当社が公開買付者の子会社になることにより、公開買付者が日中で構築した情報ネットワークを活用して中国で店舗展開を行い、結果企業価値向上が果たせると判断したことは、合理性が認められること、（b）当社は本公開買付けに対する賛同意見を公表することを決定する平成27年5月15日の当社取締役会において、取締役5名中、青山氏を除いた取締役4名のみが出席し、上記決定を行っているが、かかる方策は、特別利害関係者に該当しうる取締役の影響を排除するために適切なものと言えること、及び当社は、公開買付者、当社及び支配株主から独立した第三者算定機関であるリライズ・インベストメントから株式価値算定書を取得し、また、公開買付者及び支配株主から独立したシティユーワ法律事務所から法的助言を受けており、専門家の助言に基づく適正な手続きを履践していることから本公開買付けに係る交渉過程及び本公開買付けに係る手続きは公正なものと考えられること、（c）上記（a）、（b）に加えて本公開買付け価格は、公開買付者が、当社が公表している財務諸表や東京証券取引所における当社株式の市場株価の動向等の一般に公表されている客観的な情報に基づきつつ、当社の株式価値に関するその他の要素（公開買付者において実施したデュー・ディリジェンスの結果等）を総合的に考慮した上で、当社との協議の結果を踏まえて決定したものであるが、かかる経緯について不自然な点は認められないこと、本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社株式5,757,500株（所有割合50.81%）を保有し、本公開買付け成立後も当社株式のJASDAQにおける上場を維持する方針であること、上場維持により当社の役職員のモチベーションの維持が期待され、また、資金調達が多様性が確保できることから、本公開買付けが当社の少数株主にとっても不利益でない判断する旨の意見書を平成27年5月14日に提出しております。

(5) 当社株式が上場廃止となる見込みの有無

当社普通株式はJASDAQに上場されていますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではないとのことであり、公開買付者は5,757,500株（所有割合50.81%）を上限として本公開買付けを実施することですので、当社は本公開買付け成立後も当社株式のJASDAQにおける上場を維持する予定です。当社を完全子会社化するのではなく、上場維持を前提として公開買付けを行う理由について、公開買付者は、上場維持による知名度、信用力、これらに伴う従業員のモチベーションといった意義を重視しているため、当社株式のJASDAQ上場を維持することが望ましいと考えているとのことです。当社は、このように公開買付者が本公開買付け成立後も当社の上場を維持する方針を有していることは、当社の独立性及び信用力、従業員のモチベーション並びに取引先との関係の維持から、当社のみならず、当社の従業員、取引先等の当社のステークホルダーにとっても望ましいことであるものと考えております。

(6) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(7) 公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、平成27年5月15日に、当社の取締役会長かつ筆頭株主である青山氏との間で、青山氏が保有する当社株式（保有株式数6,098,600株、所有割合53.82%）のうち、5,757,500株（所有割合50.81%）について、本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しているとのことです。

本応募契約において、公開買付者は、公開買付者の存続及び権限、本応募契約の締結及び履行並びに企図されている取引の実行に必要な能力及び授權、公開買付者の義務の強制執行可能性、本応募契約の締結及び履行並びに企図されている取引の実行に係る法令等の抵触の不存在、本応募契約の締結及び履行並びに企図されている取引の実行に必要な許認可等の不存在に関して、本応募契約締結日及び決済開始日において、青山氏に対して表明し、及び保証しているとのことです。また、青山氏は、当該公開買付者の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること、及び本公開買付けへの青山氏による応募以前において公開買付者が履行すべき本応募契約上の全ての義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務、本応募契約上の権利・義務・地位を第三者に対して譲渡してはならない義務）を履行していることを、青山氏が本公開買付けに応募することの前提条件としているとのことです。但し、上記前提条件が充足されない場合においても、青山氏が自らその全部又は一部を放棄し、その判断にて応募することを妨げるものではないとのことです。

なお、青山氏は、本応募契約の規定に基づき、本公開買付けが成立した場合、平成27年9月開催予定の当社の第26回定時株主総会終結の時に、当社取締役を退任する予定とのことです。

(8) 支配株主との取引等に関する事項

支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、前記(7)「公開買付者と当社株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」のとおり、当社の支配株主である青山氏との間で本応募契約を締結していることから、当社が本公開買付けに関して意見を表明することは、支配株主との取引等に該当します。当社は平成26年10月23日付けのコーポレートガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本とし、取引内容及び条件の妥当性については取締役会において審議し、当社及び少数株主を害することのないよう適切に対応する旨を記載しております。

本公開買付けにおいては、当社は、前記(4)「利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本取締役会において、本公開買付けに関して利益が相反するおそれのある取締役を除いた取締役全員が出席して本公開買付けに対する当社の意見を審議し、出席した取締役全員の賛成により決議され、その際、本取締役会に当社常勤監査役である家島広行氏が出席し、当該意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べています。

また、公開買付者及び本公開買付けと利害関係を有しない当社の社外監査役2名が、当該意見を表明することにつき異議がない旨の意見を述べています。さらには、公開買付価格の適正性を判断するにあたり、その参考資料として当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるリライズ・インベストメントより株式価値算定書を受領しています。このように、当社は、取締役会において本公開買付けに対する意見について審議を行うとともに、少数株主の保護を図るための措置を実施しており、上記指針に適合していると考えております。

利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記(4)「利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記(4)「利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又は子会社等による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」に記載のとおり、当社の社外監査役2名(吉田修平氏及び生田目崇氏)は、(a)当社が公開買付者の子会社になることにより、公開買付者が日中で構築した情報ネットワークを活用して中国で店舗展開を行い、結果企業価値向上が果たせると判断したことは、合理性が認められること、(b)本公開買付けに係る交渉経過及び本公開買付けに係る手続きは公正なものと考えられること、(c)本公開買付け価格の決定過程に不自然な点は認められず、また、上場維持により当社の役職員のモチベーションの維持が期待され、また、資金調達が多様性が確保できることから、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものでない判断する旨の意見書を平成27年5月14日に当社に提出しております。

4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
青山 洋一	取締役会長		6,098,600	60,986
佐藤 文彦	代表取締役社長		275,300	2,753
小西 貴	取締役		14,200	142
小林 繁之	取締役		24,500	245
富澤 久美子	取締役		11,000	110
家島 広行	監査役(常勤)		14,500	145
吉田 修平	監査役		31,900	319
生田目 崇	監査役		66,100	661
計			6,536,100	65,361

(注1) 役職名、職名、所有株式数及び議決権の数は、本提出日現在のものです。

(注2) 監査役吉田修平及び生田目崇は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項ありません。

6 【会社の支配に対する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7 【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8 【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。